

◎議長（青野隆一議員）

皆さん、おはようございます。

これより、令和3年9月定例会を開会いたします。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番 菅野修一議員、2番 星川薫議員、3番 安井一義議員、以上の3名を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 奥山 格 議員 登壇〕

◎議会運営委員長（奥山 格 議員）

おはようございます。議会運営委員会の審査の結果についてご報告申し上げます。

去る8月19日招集告示になりました今定例会に係る議会運営委員会を、8月25日午前10時から、市役所会議室において開催いたし、当局から総務課長並びに財政課長の出席を求め、提出議案の概要を聴取するとともに、請願・陳情案件、一般質問の人員等を十分考慮しながら、会期及び議事日程について慎重に審査を行ったところであります。

まず議案の審議についてであります。補正予算議案4案件については、開会初日に審議することといたしました。

決算議案7案件については、全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしました。

なお、決算特別委員会における総括質疑は、申し合わせにより、議長及び決算特別委員長を除外し、1人30分の持ち時間を、各会派及び会派に属さない議員の人員に応じ、割り当てることにいたしました。

その結果、今定例会の会期につきましては、皆様方のお手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日から9月24日までの19日間とすることに、意見の一致をみた次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、ご報告といたします。

◎議長（青野隆一議員）

お諮りいたします。今定例会の会期は、ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から9月24日までの19日間とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から9月24日までの19日間とすることに決しました。なお、会期中における諸会議の予定につきましては、皆様方のお手元に配付いたしております会期日程表のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、日程第3、諸般の報告であります。この際、事務局長をして、報告いたさせます。

◎事務局長（横 沢 康 子 君）

命によりまして、ご報告申し上げます。

先に配付いたしました議案書等綴りの後ろのほうに関係書類がございます。また本日、お手元に追加配付いたしました書類がございますので、ご参照願います。

最初に、令和3年8月26日付けで、監査委員より議長宛てに、8月に実施しました例月出納検査の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告がありました。

その写しを配付いたしておりますので、ご参照願います。

次に、6月定例会以降、今定例会までの市議会事務処理状況、並びに議員の派遣状況につきましては、皆様方のお手元に配付いたしております議会事務処理報告書に記載のとおりでありますので、ご了承願います。

以上で、報告を終わります。

◎議長（青野隆一議員）

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、議案の上程を行います。

日程第4、認第1号「令和2年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第25、議第68号「人権擁護委員の推薦について」までの22案件を一括上程いたします。

この際、市長より提案の理由の説明を求めます。市長。

〔市長 菅根光雄 君 登壇〕

◎市長（菅根光雄君）

おはようございます。提案理由の説明に先立ち、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、本市の市政発展のため、日夜ご尽力いただいておりますことに、衷心より感謝申し上げます。

さて、9月4日には、東京2020パラリンピックにて、本市出身の太田渉子選手がテコンドーの58kg超級に出場しました。敗者復活戦の2回戦で敗れ、惜しくも銅メダルには届きませんでした。残念ながら、試合を観

戦することは叶いませんでしたが、コロナ禍において、今大会での活躍は明るいニュースであり、市民の皆様にご元氣と勇氣を与えてくれたことと思います。太田選手の「挑戦って楽しい」の言葉どおり、クロスカントリースキー、バイアスロン、そして今回のテコンドーと、太田渉子選手の冬から夏への挑戦は、私たちに大きな感動を与えてくれました。

新型コロナウイルスの影響により、1年延期しての開催となった東京2020オリンピック・パラリンピックですが、この夏は本当に多くの感動を選手の皆様からいただきました。

昨夜、太田渉子選手から、メッセージをいただきました。「たくさんの応援ありがとうございました。皆さんからのメッセージに、勇氣や元氣、自信をもらいました。これから東京パラリンピックの閉会式に行きます。」と力強い言葉で送られてきました。今後、尾花沢に帰ってきて、皆さんにも報告があるのではないかと思います。その時には、皆さんと一緒に、あつたかく迎えてあげたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症についてですが、全国的にデルタ株による感染の再拡大が急速に進んでいます。山形県においても30日以上連続して二桁の感染者数が確認されており、8月20日から9月12日までの間、「感染拡大防止特別集中期間」と定め、抑え込みを図っている状況です。

このような状況の中、9月25日、26日に開催する予定でございました「尾花沢ふれあいマルシェ」については、県内の感染状況を考慮し、中止することとなりました。参加される皆様の安全を最優先に考えての決定ですので、ご理解とご了承をお願いいたします。

なお、本市におけるワクチンの接種状況については、2回目の接種を完了した方は直近で87.8%となっています。今後、集団接種は2回を残すのみであり、その後個別接種に移行する考えです。この間、先頭に立って推進して下さった市内医療機関の皆様や、事務に従事された市の職員の方々、また多大なご協力をいただきました職員の皆様方に、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

それでは、今定例会に提案しました議案の概要について、説明申し上げます。

認第1号「令和2年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」から、認第7号「令和2年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について」までの7案件については、議会の認定をお願いするものです。

なお、各会計の歳入歳出決算については、監査委員によって審査がなされ、別冊の決算審査意見書が提出されています。その内容については、後ほどご報告があると思いますが、決算の概要については、会計管理者より説明いたさせます。

次に、補正予算について説明いたします。

議第54号「令和3年度尾花沢市一般会計補正予算(第5号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8億5,324万7,000円を追加し、予算の総額を119億6,731万9,000円とするものです。

歳出の主なものについては、新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策第11弾として、プレミアム商品券発行事業補助金、PCR検査費用補助金、オンライントリップ業務委託料、じもとDEグルメ満喫事業補助金を追加するほか、地方財政法第7条に基づく、財政調整基金積立金、高濃度PCB廃棄物処分業務委託料、自立支援医療費、簡易水道特別会計繰入金、山形県元氣な地域農業担い手育成支援事業費補助金、花笠グラウンド改修に伴う工事請負費、企業立地促進奨励金として、排水処理施設整備のための奨励金、除雪機械点検整備に伴う備品修繕料、除排雪業務委託料、牛房野地区急傾斜地対策事業及び水利権取得資料作成に係る測量設計業務委託料、流域関連公共下水道事業補助金、尾花沢市特定環境保全公共下水道事業補助金、住宅リフォーム支援事業補助金などを追加するものです。

歳入については、固定資産税及び都市計画税の軽減特例による減収に対応した新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、障害者自立支援費負担金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、介護保険特別会計繰入金、「雪とスイカと花笠のまち」ふるさと尾花沢応援基金繰入金、緊急自然災害防止対策事業債、橋梁長寿命化事業債などを追加し、普通交付税、繰越金により予算を調製するものです。

第2表、債務負担行為補正については、学校給食共同調理場配送車の賃貸借のため、令和3年度から令和8年度まで、限度額1,800万円の追加をお願いするものです。

第3表、地方債補正については、緊急自然災害防止対策事業を追加し、子育て支援医療給付事業から臨時財政対策債までの11件の限度額の変更、防災対策事業から身体障がい者福祉事業までの3件の廃止をお願いするものです。

議第55号「令和3年度尾花沢市簡易水道特別会計補正予算(第1号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ800万円を追加し、予算の総額

を2億4,544万円とするものです。

歳出については、施設等修繕料を追加し、歳入については、簡易水道事業債を減額し、一般会計繰入金により予算を調製するものです。

第2表、地方債補正については、簡易水道事業の限度額の変更をお願いするものです。

議第56号「令和3年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ119万1,000円を追加し、予算の総額を8,792万2,000円とするものです。

歳出については、施設等修繕料を追加し、歳入については、繰越金により予算を調製するものです。

議第57号「令和3年度尾花沢市介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,564万8,000円を追加し、予算の総額を19億5,184万7,000円とするものです。

歳出については、前年度の精算分として、国庫及び支払基金等への返還金、さらには一般会計への繰出金などを追加し、歳入については、繰越金を充当して予算を調製するものです。

次に一般議案の概要についてご説明申し上げます。

議第58号「尾花沢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、市民の利便性向上を鑑み、コンビニエンスストア等において印鑑証明書の交付を可能とするため、提案するものです。

議第59号「尾花沢市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、職員のサービスの宣誓における押印を不要とするほか、所要の改正を行うため、提案するものです。

議第60号「尾花沢市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、条例の整備を図るため、提案するものです。

議第61号「尾花沢市税条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、地方税法等の一部改正に伴い、条例の整備を図るため、提案するものです。

議第62号「尾花沢市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律及び省令の改正に伴い、条例の整備を図るため、提案するものです。

議第63号「尾花沢市固定資産評価審査委員会条例の

一部を改正する条例の制定について」ですが、審査申出書や口述書等の押印等の規定を廃止するため、提案するものです。

議第64号「尾花沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例の整備を図るため、提案するものです。

議第65号「尾花沢市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例を廃止する条例の設定について」ですが、農村地域工業等導入促進法の改正に伴い、本条例を廃止するため、提案するものです。

議第66号「市道路線の認定及び廃止について」ですが、市道網の整備を図り、地域住民の利便に供するため、提案するものです。

議第67号「尾花沢市教育委員会委員の任命について」ですが、尾花沢市教育委員会委員の任期満了に伴い、その後任委員の任命について同意を求めるため、提案するものです。

議第68号「人権擁護委員の推薦について」ですが、人権擁護委員の任期満了に伴い、再任となる委員の推薦について意見を求めるため、提案するものです。

以上が、今定例会に提案いたしました議案の概要ですが、審議の過程において、必要に応じて関係課長から説明いたしますので、慎重なるご審議の上、原案のとおりご承認、ご可決くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議長（青野隆一議員）

次に、会計管理者より、各会計歳入歳出決算の概要説明を求めます。会計管理者。

◎会計管理者（間宮明君）

命によりまして、「令和2年度尾花沢市歳入歳出決算書」の概要を説明いたします。

認第1号「令和2年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」から、認第7号「令和2年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について」までの、各会計の歳入歳出決算の概要につきましては、歳入歳出決算書冊子1ページの令和2年度尾花沢市歳入歳出決算総括表及び、3ページからの各会計の歳入歳出決算書に基づきまして、説明を申し上げますので、ご参照をお願いいたします。

なお、各会計の歳入歳出額につきましては、決算書では円単位となっておりますが、千円単位で、率につきましては小数点第1位にて、説明させていただきます。

すので、ご了承をお願いいたします。

初めに、1ページ、2ページをお開き願います。令和2年度尾花沢市歳入歳出決算総括表について申し上げます。表下段、一般会計と特別会計を合わせた合計欄の予算現額215億6,834万7,000円に対し、歳入決算額は212億240万6,000円で、予算現額に対する割合は98.3%となります。また、歳出決算額は199億3,671万3,000円で、同様に92.4%の割合となります。この結果、形式収支の歳入歳出差引残額は、12億6,569万3,000円であります。

最初に、7ページ、8ページをお開き願います。認第1号の「令和2年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算書」について申し上げます。

表下段、歳入合計の予算現額163億5,038万5,000円に対し、収入済額は158億7,715万9,000円で、97.1%の収入率となります。不納欠損額は1,371万2,000円で、1款市税、13款分担金及び負担金、21款諸収入であります。また、収入未済額は6億72万6,000円です。その主なものについては、3ページから8ページの収入未済額欄をご覧ください。

1款の市税が6,692万3,000円、14款の使用料及び手数料が1,999万5,000円、15款の国庫支出金1億4,383万4,000円、16款の県支出金2億9,239万6,000円、22款の市債7,410万円などです。

なお、これらには、繰越明許事業として翌年度に繰り越される事業の未収入特定財源が、含まれております。

次に歳出についてですが、11ページ、12ページをお開き願います。表下段、歳出合計の支出済額は149億7,811万3,000円で、予算現額に対し、91.6%の執行率となります。

令和3年度への繰越額は9億9,660万6,000円で、その主なものは、4款衛生費が4,761万8,000円、6款農林水産業費が2億7,273万1,000円、7款商工費6,235万円、8款土木費1億4,076万1,000円、11款災害復旧費4億1,495万6,000円などです。

また、予算現額から支出済額と翌年度繰越額を差し引いた不用額は、3億7,566万5,000円で、その主なものは、2款総務費が6,168万9,000円、3款民生費が1億73万3,000円、8款土木費が5,267万円です。この結果、形式収支の歳入歳出差引残額は、8億9,904万5,000円ですが、この中には、決算書の294ページ、令和2年度尾花沢市一般会計実質収支に関する調書をお開き願います。294ページ、表中段の、繰越明許費繰越額が1億2,888万円含まれております

ので、これを差し引いた実質収支額は7億7,016万6,000円となります。

次に、特別会計の決算について申し上げます。戻りまして13ページ、14ページをお開き願います。認第2号の「令和2年度尾花沢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。

まず、事業勘定についてですが、表下段、歳入合計の予算現額20億9,897万1,000円に対し、収入済額は22億2,982万4,000円で、106.2%の収入率となり、不納欠損額は877万6,000円、収入未済額は6,806万7,000円です。

次の15、16ページをお開き願います。表下段、歳出合計の支出済額は19億9,031万円で、予算現額に対して94.8%の執行率となり、不用額は1億866万円です。この結果、17ページ、歳入歳出差引残額は2億3,951万4,000円となります。

次に18ページ、19ページをお開き願います。中央診療所施設勘定についてですが、表下段、歳入合計の予算現額4億5,957万9,000円に対し、収入済額は4億8,840万4,000円で、106.3%の収入率となり、収入未済額は25万円です。

次の20、21ページをお開き願います。表下段、歳出合計の支出済額は、4億3,412万4,000円で、予算現額に対して94.5%の執行率となり、不用額は2,233万9,000円です。この結果、歳入歳出差引残額は、5,427万9,000円です。

次に22ページ、23ページをお開き願います。認第3号の「令和2年度尾花沢市簡易水道特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。

歳入合計の予算現額2億7,943万4,000円に対し、収入済額は2億4,767万4,000円で、88.6%の収入率となり、不納欠損額は10万1,000円、収入未済額は3,591万7,000円です。

次の24、25ページをお開き願います。歳出合計の支出済額は2億4,384万6,000円で、予算現額に対し87.3%の執行率となり、不用額は291万7,000円です。この結果、歳入歳出差引残額は、382万8,000円です。

次に26ページ、27ページをお開き願います。認第4号の「令和2年度尾花沢市国営村山北部土地改良事業特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。

歳入合計の予算現額173万2,000円に対し、収入済額は221万8,000円で、128.1%の収入率となり、収入未済額は381万6,000円です。

次の28、29ページをお開き願います。歳出合計の支

出済額は164万9,000円で、予算現額に対し95.2%の執行率となり、不用額は8万2,000円であります。この結果、歳入歳出差引残額は56万9千円となります。

次に30ページ、31ページをお開き願います。認第5号の「令和2年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。

表下段、歳入合計の予算現額8,338万7,000円に対し、収入済額は8,319万7,000円で、99.8%の収入率となり、不納欠損額は277万9,000円、収入未済額は53万9,000円であります。

次の32、33ページをお開き願います。歳出合計の支出済額は、7,781万9,000円で、予算現額に対し93.3%の執行率となり、不用額は496万7,000円であります。この結果、歳入歳出差引残額は537万7,000円となります。

次に34ページ、35ページをお開き願います。認第6号の「令和2年度尾花沢市介護保険特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。

表下段、歳入合計の予算現額20億7,899万2,000円に対し、収入済額は20億5,019万円で、98.6%の収入率となり、不納欠損額は68万7,000円、収入未済額は382万2,000円であります。

次の36、37ページをお開き願います。歳出合計の支出済額は19億9,601万7,000円で、予算現額に対し96.0%の執行率となり、不用額は8,297万4,000円あります。この結果、歳入歳出差引残額は、5,417万2,000円となります。

次に38ページ、39ページをお開き願います。認第7号の「令和2年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。

歳入合計の予算現額2億1,586万7,000円に対し、収入済額は2億2,373万7,000円で103.6%の収入率となり、不納欠損額は14万5,000円、収入未済額は36万円あります。

次の40、41ページをお開き願います。歳出合計の支出済額は2億1,483万円で、予算現額に対し99.5%の執行率となり、不用額は103万6,000円あります。この結果、歳入歳出差引残額は890万6,000円となります。

次に、基金の主な状況であります。冊子の308ページ、309ページをお開き願います。

308ページ、4基金の(2)尾花沢市財政調整基金が、決算年度中に2億6,488万2,000円減となり、年度末現在高は6億614万8,000円に、(4)尾花沢市庁舎建設基金が4億6,956万円皆減の廃止となっております。(6)尾花沢市公共施設整備等基金が4億7,016万

5,000円増の6億9,139万3,000円となっております。

また、310ページ(15)「雪とスイカと花笠のまち」ふるさと尾花沢応援基金が1億4,179万7,000円増の6億3,045万2,000円となっております。

なお、令和2年度決算における、普通会計の主な財政指標につきましては、別冊の主要な施策の成果と予算執行の実績報告書の2ページ上段の表に記載してご紹介しますのでご参照を願います。

以上が、地方自治法に基づきました令和2年度一般会計及び各特別会計の決算調製の概要であります。このほか、詳細につきましては、各会計の歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書並びに財産に関する調書を添付いたしておりますので、これらをご参照の上、ご審議くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。以上であります。

◎議長(青野隆一議員)

次に、監査委員より、各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査並びに財政健全化・経営健全化に関する審査意見書が提出されておりますので、その説明を求めます。監査委員。

[監査委員 小林秀也 君 登壇]

◎監査委員(小林秀也君)

おはようございます。それでは、令和2年度決算審査監査は、監査委員2名で審査を行い、意見が一致いたしましたので、監査委員を代表して、私から経過と結果についてご報告申し上げます。

審査意見書1ページをお開き願います。審査の対象であります。令和2年度尾花沢市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、各会計実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況、及び地方公共団体への財政の健全化に関する法律による各指標について、審査を行いました。

初めに、令和2年度尾花沢市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算、各会計実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況について申し上げます。

審査の期間については、令和3年7月5日から8月6日まで実施いたしました。

次に審査の方法であります。令和3年7月2日付けをもって、市長より審査に付された当該決算書等について、関係書類と照合するとともに、関係職員より説明を聴取するなど、例月出納検査、定例監査の結果を参考にして、法令その他の関係する規定にしたがって処理されているか、予算の執行が適正であるか、また計数が正確であるかを主眼に審査を行いました。

次に審査の結果について申し上げます。

審査に付された各会計の歳入歳出決算及び関係書類は、関係法令に準拠し処理されており、歳入歳出その他証書類を照合した結果、計数は正確でありました。

なお、予算の執行及び財産管理についても、適正であると認めるところです。

また、各基金は、それぞれに設置の目的に沿って運用され、かつ計数は正確であり、適正と認められました。

次に、審査の詳細な意見及び項目ごとの分析結果について申し上げます。

審査意見書2ページ、3ページをお開き願います。

まず、令和2年度の一般会計と特別会計を合わせた総額ですが、歳入は212億240万7,000円で、前年度に比べ、29億978万6,000円増加し、歳出は199億3,671万4,000円で、29億9,964万円増加しております。

歳入歳出差引残額12億6,569万3,000円から翌年度へ繰り越すべき財源1億3,456万5,000円を差し引いた実質収支額は、11億3,112万8,000円となり、そこから前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は、3,536万6,000円の黒字となっております。

次に、一般会計について申し上げます。

一般会計の歳入は、前年度に比べ29億2,255万4,000円増加し、歳出でも30億923万円の増となりました。

なお、実質収支額は、7億7,016万6,000円となっております。歳入について前年度と比較しますと、増加した主なものは、自主財源では、ふるさと尾花沢応援寄附金と繰入金であり、依存財源では、地方交付税、特別定額給付金を含む国庫支出金などがあります。

歳入総額に占める財源割合は、自主財源が34.1%、依存財源が65.9%となり、依存財源が前年度に比べ国庫支出金の増により1.4%増加しております。

次に、歳出決算額を普通会計性質別経費に分類し前年度と比較しますと、消費的経費は維持補修費、補助費などで増加しておりますが、投資的経費は、旧庁舎解体工事、市体育館耐震補強工事の完成などにより減少となっております。その他の経費は、積立金の増により増加しております。この結果、各性質別経費の構成比は消費的経費が64.9%、投資的経費が9.1%、その他の経費が26%となっております。

なお、特徴的な支出項目としましては、新型コロナウイルス感染症対策関連事業、ふるさと暮らし応援事業、病児・病後児保育事業、農業施設災害復旧工事、防災用戸別受信機貸与事業、除排雪等業務委託料、小中学校校内無線LANネットワーク環境の構築及びタ

ブレット端末整備関係事業などとなっております。

次に、普通会計等における財政指標についてですが、経常収支比率については、92.8%で前年度より5.1ポイント上昇しております。財政力を判断する財政力指数は0.3で、前年度同様でありましたが、実質公債費比率は、公債費等の増加により0.3ポイント上昇し6.9%となっております。

また、当該年度末の市債残高は125億2,826万6,000円で、前年度に比べ、3億2,156万6,000円減少しております。

次に、特別会計について申し上げます。

歳入総額は、53億2,524万7,000円で、前年度に比べ1,276万8,000円減少し、歳出総額は、49億5,860万円で、958万9,000円の減となっております。

また、一般会計から繰入金総額は、8億2,401万5,000円で、前年度に比べ1,859万4,000円減少しております。

次に、収納率と収入未済額について申し上げます。

市税及び国民健康保険税の収納率は、市税が95.68%で、前年度に比べ0.58ポイント、国民健康保険税が85.66%で、0.63ポイントそれぞれ上昇しております。その結果、一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は、1億7,265万4,000円で、前年度に比べ2,910万6,000円減少しております。

このうち、市税収入未済実額は6,696万8,000円で、前年度に比べ1,557万9,000円の減、国民健康保険税収入未済実額は6,696万7,000円で、795万6,000円の減となっております。税外収入未済額は2,347万2,000円で、145万2,000円の減となっており、主なものは、市営住宅使用料1,999万6,000円となっております。

長期にわたる未収金について、令和2年度から収納対策本部体制を見直し、各債権の法令等に基づいた滞納整理に全庁的に取り組まれました。その結果、長年徴収困難だった債権について対策を講じられ、適正な債権整理に当たられたことは、全庁的な取り組みの成果であり、高く評価いたします。

今後も本体制を継続され、新たな未収金の発生防止策を強化し、負担の公平性を図りながら、自主財源の確保に努めていただきますようお願いいたします。

積立基金残高は財政調整基金が減少しておりますが、公共施設等整備基金、ふるさと尾花沢応援基金、介護給付基金、森林環境譲与税基金などで増加し、前年度より5,949万1,000円の増となっております。

今後は、感染症対策及び自然災害への備えや重要事業実現のため、基金は必要不可欠でありますので、中

長期的な視点に立った計画的な基金の活用をお願いいたします。

さて、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、市民の感染拡大防止及び地域経済回復への支援を積極的に実施していただきました。予防ワクチン接種においては、県内でも高い接種率で実施されております。

また、危機管理体制が強化され、7月豪雨災害や豪雪対策などで迅速で適切な対応がなされております。

これらの状況を踏まえて審査した結果、当該年度の決算については、経常収支比率及び実質公債比率の上昇がみられますが、各比率とも健全な段階であり、コロナや災害対策などの取り組みを含め、当局の努力について高く評価をいたします。

一方、今後の財政運営は、令和3年度から、新庁舎建設事業の償還が開始され、さらに、学園構想や新たなごみ焼却施設の整備など重要課題が山積しており、厳しくなることが懸念されます。

このような状況の中、社会情勢を的確に見極め、有利な補助制度の活用を図り、時代に適した事業の選択と計画的な執行が重要であります。第7次尾花沢市総合振興計画のスタートに当たり、「このまちでともに生きる しあわせな時を刻むまち 尾花沢」の実現に向け、市民と共に新たな時代にふさわしい積極的な施策の推進を期待するものであります。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による各指標の審査について申し上げます。

財政健全化経営健全化審査意見書の1ページをお開き願います。審査の期間であります。令和3年8月3日から6日まで実施いたしました。

審査の概要であります。この財政健全化審査は、市長より審査に付された、令和2年度尾花沢市財政健全化判断比率及び、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に、関係書類と照合するとともに、関係職員より説明を聴取しながら審査をいたしました。その審査の結果について申し上げます。

審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別意見としましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、早期健全化基準と比較し、これを大きく下回り、それぞれ黒字となっております。

また、実質公債費比率は6.9%で、前年度と比較し

て0.3ポイント上回っているものの、将来負担比率は、71.7%で、7.8ポイント改善しております。

このように、財政健全化判断比率は、健全であると判断されますが、引き続き財政の安定化を図られるよう要望いたします。

次に、農業集落排水事業特別会計及び簡易水道特別会計の経営健全化審査について申し上げます。

財政健全化法の公営企業会計に該当する特別会計の資金不足比率について審査を行いました。いずれも適正に作成されたものと認められました。

以上が審査の経過と結果であります。

終わりに、令和2年度決算審査において、長期間にわたり、市当局のご協力をいただき、本定例会にご報告を申し上げる運びとなりました。ここに、衷心より御礼を申し上げ、審査の報告といたします。どうもありがとうございました。

◎議長(青野隆一議員)

続いて、議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第26、議第54号「令和3年度尾花沢市一般会計補正予算(第5号)」から、日程第29、議第57号「令和3年度尾花沢市介護保険特別会計補正予算(第1号)」までの4案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、4案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第26、議第54「令和3年度尾花沢市一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。和田哲議員。

◎10番(和田哲議員)

私から補正予算1点、質疑させていただきたいと思っております。

商工観光費です。じもとDEグルメ満喫事業補助金630万円を投じてのコロナ対策ということで、お聞きしております。630万円のうち、30万円に関しては事務費ということで承知しております。この600万円ですけれども、こちらは、新型コロナウイルス感染症の拡大、長期化していることに対して、深刻な打撃を受けている市内の旅行者や観光業者、飲食店、タクシー、バス、運送等を含む事業者の再興を目指して、対象が尾花沢市民と尾花沢市内の企業にお勤めの方

4,000人を対象としているということでもあります。

その要件でありますけれども、2名以上の市内日帰り旅行、飲食に参加することでありまして、上限は県、国の自粛要請の範囲内であれば利用できるということでもありますけれども、ビジネスで利用は不可とするということで、今要件が検討されております。具体的なビジネス利用は不可で、具体的にはどういったことを示すのでしょうか、よろしくお願ひします。

◎議長(青野隆一議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(間宮康介君)

お答えいたします。ビジネス利用とは文字どおり、出張ですとか、そういうものには使えないというようなことに考えてございます。

◎議長(青野隆一議員)

和田哲議員。

◎10番(和田哲議員)

ビジネスではなくて、観光であったり、旅行であるというような目的ということで、説明いただきました。旅行であればですけども、今山形県の夏旅キャンペーンということで、MAX還元率70%のキャンペーンを行っております。非常に好評でありまして、事業者さんも、ほとんどもう枠を使い切っているというような状況であります。この今回の事業内容は、山形県の夏旅キャンペーンに非常に類似しているなと私は感じております。しかし、対象が50%で、1人当たり1,500円、還元率がMAX15%ということで、なかなかその魅力が感じられないなと。ビジネスではなくて、観光で利用するというのであれば、やはり山形県夏旅キャンペーン、そういった県の事業とぜひ併用できるような内容で取り組んでいただければよろしいかなと私は思うんですけども、前回の全員協議会のほうで質疑させていただきました。その時点ではですね、さまざまな情報を把握しながら検討するというような形で私は認識をしておりましたけれども、今日まで、さまざまな意見等々収集した結果ですね、どのような支援内容で検討されたか、あれば、ご答弁願ひたいと思います。よろしくお願ひします。

◎議長(青野隆一議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(間宮康介君)

お答えいたします。文字どおり利用額の2分の1を助成しての上限1,500円、それの4,000名というような形で、市民の方々に還元するものでございます。県の夏旅キャンペーンというものが、今議員仰るとおり、

頭打ちというようなことも配慮いたしまして、今回はこの県の事業との併用も可能というふうな事業に持っていきたいかと思っております。

また期間についても、1月いっぱいということで、旅行というふうな名目ではございますが、市内の飲食店ですとかを回っていただくというふうな主観が強いものでございます。以上でございます。

◎議長(青野隆一議員)

和田哲議員。

◎10番(和田哲議員)

併用も含めて検討していただけるということで、非常に市民にとっても、うれしい内容だなと思っております。今、例えばイベントも含めてですね、大きな事業が大変難しい中、こういうふうにご浸透するような施策が必要なんだと思います。その中で今回の、じもとDEグルメ満喫事業補助金というのは、浸透する事業として非常に期待が持てるのかなと思っております。

ぜひあの、なかなか県外への県境をまたぐのが難しいという状況の中で、市内に目を向けるチャンスだなと思っております。ぜひあの旅行会社の企画力を活かしてですね、即効性のある事業にさせていただきたいと思ひます。ぜひよろしくお願ひします。

◎議長(青野隆一議員)

ほかに、ご質疑ございませんか。伊藤浩議員。

◎7番(伊藤浩議員)

私から1点、お伺いをいたします。補正予算書の19、20ページ、6款1項3目、農業振興費でございます。いわゆる補助金として、合計927万7,000円が上程されておりますけれども、この補助金3項目ございますが、まずこれの詳細についてお伺いをいたします。

◎議長(青野隆一議員)

農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

ご質問いただきました補正予算書19、20ページの6款1項3目18節の3つの補助事業についての概要について、ご説明をさせていただきます。まず山形県元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金でございます。

こちらのほうは県事業でございます。地方創生関連交付金を活用した、元気な地域農業の担い手を支援するものでございます。事業の内容といたしましては、地域農業を支えるオーダーメイド型の支援というふうな形で支援をさせていただきたいというふうにお願ひしております。尾花沢市の負担率が6分の1でございます。

次の儲かる農業支援事業費補助金の200万円でご

います。こちらのほうは、市単独事業の農業の支援事業でございます。内容につきましては、スイカの経営を継続させたい、または親から経営を継承した方が、設備投資を図る際の支援ということで、200万円を計上させていただいたところでございます。

3点目の就農移住者支援事業費補助金の80万円でございます。こちらのほうも市単独事業の支援策でございます。今年度、年度途中からお1人が新たに就農を開始するというに伴いまして、80万円を追加させていただいたところでございます。以上でございます。

◎議長(青野隆一議員)

伊藤浩議員。

◎7番(伊藤浩議員)

一般質問のほうでも、お話をさせていただきたいと思っておりますけれども、やはり尾花沢市の農業全体を考えた場合、やはり担い手が不足しているという、大きな1つの課題があるかと思えます。家業としての農家を継承する後継者のほかにも、今説明ございましたが、特にこの就農移住者支援事業費という部分です。今年度も2組ほど来られたかと思っておりますけれども、この辺に対して、もう少し手厚い政策を進めるべきではないかなというふうに考えております。いかがでございましょう。

◎議長(青野隆一議員)

農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

就農移住者支援事業についてのご質問でございます。ご提案大変ありがとうございます。私どもとしても、やはり尾花沢市の将来的な地域農業を支える人材の育成、こちらのほうの事業については、大変重要であるというふうに捉えてございます。

コロナ禍の中ではありますけれども、いかに尾花沢市の優位な事業のほうを、全国の皆さんにお届けをして、ご紹介をいただくかというところが、1番の今考えているところでございます。まず就農移住者支援事業につきましては、市単独で、やはり尾花沢市の独自性をもって、あと魅力のある支援策にしなければいけないというふうに常々思っておりますので、現在の支援策が100%ではないというふうに、農林課のほうでも捉えてございます。実状に応じて、やはり支援をしていかなければならないというふうに考えておりますので、今後ともご指導のほうも合わせてよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

◎議長(青野隆一議員)

伊藤浩議員。

◎7番(伊藤浩議員)

やはり毎年そうなんですけれども、やっぱり田んぼだけではなく、なんか特にあの今年はですね、スイカ畑のほうでも、かなり作付されていない、通年栽培の計画もあるかと思うんですけれども、いわゆる非耕作地がだんだん増えてくるような気がいたします。是非あの今後も、尾花沢市の農地を守っていくという1つの大きな柱のもとにですね、若い方、特に市外から移住して尾花沢で農業をやってみたいという方を、1人でも増やせるような政策をお願いしたいと思ひます。以上です。

◎議長(青野隆一議員)

ほかに、ご質疑ございませんか。菅野修一議員。

◎1番(菅野修一議員)

私から4所管課にわたる質疑をさせていただきます。

11ページになります。歳入のほうであります。1款2項1目の固定資産税の土地、それから償却資産のほうですね、4,900万円ほどの減額というふうなことでございます。全体から見れば7%近くの減収、そのようなことになってはいますが、どのような理由がありましたでしょうか、お伺ひいたします。

またあの15款の2項7目3節におきましては、延沢銀山遺跡整備事業費補助金ということで、544万5,000円の減額。このことについて、どういうことで減額になったのかをお尋ねしたいと思ひます。

17、18ページの2款1項12目18節です。負担金補助金及び交付金というふうなことで、300万円のPCR検査費用補助金というふうなことでございます。このPCR検査の費用補助というふうなことで、対象者を何人ぐらいを想定し、どのような方が検査の支援、補助を受けられるのかなというふうなことでございまして、お尋ねいたします。

21、22ページであります。8款2項3目13節、測量設計業務委託料950万円、道路新設改良費というふうなことでありますが、この点につきましては、どの場所、箇所ですか、箇所についてお尋ねしたいと思ひます。もとい、大変失礼しました。あの8款4項4目です。18節、流域関連公共下水道事業補助金、もとい1億141万円と、尾花沢市特定環境保全公共下水道事業補助金1,755万3,000円につきましては、あの計上漏れとかというふうに聞いておりますけれども、市債について説明をお願いしたいと思ひます。

次同じページになります。9款1項3目18節、消火栓新設移設交換工事負担金につきまして、246万7,000

円、この移設理由と箇所についてお尋ねしたいと思います。以上です。

◎議長（青野隆一議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（菅原幸雄君）

まずあの市税の固定資産税等の減額の理由でございます。中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置というものが、国によって行われ、これに対する全額国費で補填するといったものに対応したものであります。

この事業については、令和2年2月から10月までの任意の3ヵ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、30%以上50%未満減少しているものが2分の1、50%以上減少しているものがゼロになるものです。

次の9款の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が、その補填にあたるものです。以上です。

◎議長（青野隆一議員）

社会教育課長。

◎社会教育課長（鈴木敏君）

それでは私のほうから、延沢銀山遺跡整理事業補助金について説明いたします。

こちらにつきましては、山の神神社保全修理復元工事の国庫補助の内示額に合わせて、歳入歳出額を減額調整するものでありまして、当初は、組み立て部分、復元部分についてまで申請していたところでございますけれども、その復元部分につきましては、翌年度になるということで、国のほうから連絡ございまして、その内示額に合わせて減額調整するものでございます。以上です。

◎議長（青野隆一議員）

防災危機管理室長。

◎防災危機管理室長（小埜和広君）

2款1項12目防災対策費、PCR検査費用補助金についてお答えをいたします。

この検査費用補助金につきましては、事業者に対しまして、コロナ感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立等のため、支援をさせていただくものであります。

補助対象としましては、従業員等におきまして、陽性者または濃厚接触者が確認された者、または陽性者、または濃厚接触者との接触により、感染の疑いが生じた事業所としております。対象経費としましては、いわゆる負担の伴わない行政検査以外の自費検査でありまして、PCR検査の実施に必要な経費としておりま

す。

交付額を補助率2分の1、上限1万円としておりまして、予算額が300万円でありますので、300人、300検体分を想定しているところでございます。以上です。

◎議長（青野隆一議員）

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長（本間孝一君）

8款4項4目についてお答えいたします。

流域関連公共下水道事業補助金並びに尾花沢市特定環境保全公共下水道事業補助金でありますけれども、こちらのほう、環境衛生事業組合の予算のほう、公営企業会計に移行となりました。その結果、予算のほう、2つ、収益的収支、それから資本的収支ということで、2つの会計に分かれたところでございます。当初予算のほうには収益的収支のみの予算を計上しておりまして、資本的収支分の補助金のほうが漏れていたということでございます。

流域関連、それから尾花沢市特定環境保全公共下水道事業補助金についても、同様の理由でございます。以上でございます。

◎議長（青野隆一議員）

消防署長。

◎消防署長（折原幸二君）

9款1項3目消防施設費の消火栓新設移設交換工事についてお答えをいたします。

工事場所については2箇所でございます。1箇所が禁町四丁目になります。ここについては、水道管の敷設替工事に伴って、消火栓を設置する予定でございましたが、地元の地区区長さんと地権者の方と協議しましたところ、敷設替区間以外に設置してもらいたいということで、今回工事費が発生することになりましたので、消火栓の新設設置ということになりました。金額については、禁町については120万円、もう1カ所、福原工業団地になります。福原工業団地に建設が決まっている企業さんが入ることになりまして、その敷地内に耐震性貯水槽が設置してあります。それを移設することになりました。100mほど移設することになったんですけれども、それに伴いまして消防水利の基準で、空白地帯が生まれてしまうということで、新たに福原工業団地の敷地内に消火栓を1つ新設することです。工事費については126万7,000円、どちらも上水道になりますので、環境衛生事業組合への負担金となります。以上です。

◎議長（青野隆一議員）

菅野修一議員。

◎1番(菅野修一議員)

今各所管の課長さん方より、詳しいご説明をいただきましたので、それによろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

◎議長(青野隆一議員)

ほかに、ご質疑ございませんか。鈴木由美子議員。

◎13番(鈴木由美子議員)

私からは、あの24ページ、23、24ページ、10款4項2目18節の分館等整備費補助金についての詳細を教えたいと思ひます。

◎議長(青野隆一議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(鈴木敏君)

お答えいたします。分館等整備費補助金295万2,000円の内訳になります。こちらにつきましては、九日町公民館の雪囲い及び外壁張り替え部分の修繕関係の高騰分に対する補助金、あと細野地区の集落センターの屋根の葺き替え工事に対する補助金、あと牛房野地区の屋根修繕及び葺き替え工事に対する補助金ということで、3つの公民館に対する補助金になります。以上になります。

◎議長(青野隆一議員)

鈴木由美子議員。

◎13番(鈴木由美子議員)

どちらの地区もだいたい老朽化が進んでいます。しかし、やっぱり大切なコミュニティの場となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

◎議長(青野隆一議員)

ほかに、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第54号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第54号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第27、議第55号「令和3年度尾花沢市簡易水道特別会計補正予算」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第55号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第55号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第28、議第56号「令和3年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計補正予算」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第56号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第56号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第29、議第57号「令和3年度尾花沢市介護保険特別会計補正予算」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第57号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第57号は、原案のとおり決しました。

次に、請願の上程及び付託であります。

日程第30、令和3年請願第4号「米の需給調整に関する請願」及び、日程第31、令和3年請願第5号「新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願」の、2案件を一括上程いたします。

ただ今、上程いたしました請願2案件につきまして

は、皆様方のお手元に配付いたしております、請願・陳情文書表のとおり、産業厚生常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

散 会 午前11時25分